



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月31日木曜日 第2760号外4

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ..... 1  
 食品衛生法施行細則及び愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... (薬務衛生課) ..... 2  
 調理師法施行細則の一部を改正する規則..... ( " ) ..... 4  
 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則..... (子育て支援課) ..... 6  
 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則..... (障害福祉課) ..... 7  
 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則..... ( " ) ..... 8  
 農業協同組合法施行細則の一部を改正する等の規則..... (農業経済課) .....10

## 告 示

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員的身分証明書の一部改正..... (県民生活課) .....14  
 愛媛県消費生活センターの消費生活相談等の事務を行う日及び時間の変更..... ( " ) .....15

## 教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則..... (高校教育課) .....15  
 学校教育法施行細則等の一部を改正する規則..... (義務教育課) .....18

## 教育委員会告示

愛媛県教職員選賞規程の一部改正..... (義務教育課) .....21  
 愛媛県教職員報賞規程の一部改正..... ( " ) .....22

## 教育委員会訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令..... (教育総務課教職員厚生室) .....22  
 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令..... (義務教育課) .....23

## 教育委員会公告

平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について  
 ..... (高校教育課) .....24

## 規 則

### ○愛媛県規則第12号

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

愛媛県知事 中村時広

### 公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

公立大学法人愛媛県立医療技術大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年愛媛県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(積立金の処分に係る承認の手續)</p> <p><b>第14条</b> 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに知事に提出し</p>	<p>(積立金の処分に係る承認の手續)</p> <p><b>第14条</b> 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を</p> <p>知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度</p>

\_\_\_\_、同項の規定による承認を受けなければならない。  
い。

(1)・(2) 省略

2 省略

(納付金の納付の手續)

**第15条** 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。  
い。

(1)・(2) 省略

2 省略

(納付金の納付の手續)

**第15条** 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余の額(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日\_\_\_\_までに、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第13号

食品衛生法施行細則及び愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

食品衛生法施行細則及び愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

(食品衛生法施行細則の一部改正)

**第1条** 食品衛生法施行細則(昭和23年愛媛県規則第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
<b>別表(第3条関係)</b>					<b>別表(第3条関係)</b>					
検査分類	試 験 項 目	検体 の量	単 位	金 額	検査分類	試 験 項 目	検体 の量	単 位	金 額	
1 食品	省略				1 食品	省略				
	同(食中毒菌検査(腸管出血性大腸菌検査を除く。))		省略				同(食中毒菌検査____ ____) ____)		省略	
	同(食中毒菌検査(腸管出血性大腸菌検査に限る。))		同	20,230円			省略			
2~7 省略										

(愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則(昭和27年愛媛県規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表第1(第4条、第5条関係)</b> 衛生環境研究所使用料表		<b>別表第1(第4条、第5条関係)</b> 衛生環境研究所使用料表	

検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	
1 食品	省略				
	同 (食中毒菌検査(腸管出血性大腸菌検査を除く。))	省略			
	同 (食中毒菌検査(腸管出血性大腸菌検査に限る。))		同	6,430円	
	省略				
2～14 省略					
15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア 省略				
	イ 細菌培養同定検査 (ア) 省略 (イ) 消化管からの検体 (ウ) その他の部位からの検体		同	1,440円 1,280円	
	ウ・エ 省略				
	オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 抗酸菌分離培養(液体培地法) b 省略 (イ) 省略		同	2,240円	
	カ～ク 省略				
	16 省略				
	17 臨 床病 理	血液 省略			
		省略			
遊離脂肪酸			同	120円	
総鉄結合能(TIBC)(RIA法)			同	240円	
不飽和鉄結合能(UCIBC)(RIA法)			同	240円	
省略					
省略					
18 ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略				
	H T L V 抗体 (ウエスタンブロット法) H I V 1抗体		同	3,450円 920円	

検査分類	試験項目	検体の量	単 位	使用料金額	
1 食品	省略				
	同 (食中毒菌検査____ ____) ____)	省略			
	省略				
	省略				
2～14 省略					
15 排泄物、 分泌物及び 浸出物	ア 省略				
	イ 細菌培養同定検査 (ア) 省略 (イ) 消化管からの検体 (ウ) その他の部位からの検体		同	1,280円 1,120円	
	ウ・エ 省略				
	オ 抗酸菌検査 (ア) 分離検査 a 抗酸菌分離培養(液体培地法) b 省略 (イ) 省略		同	2,080円	
	カ～ク 省略				
	16 省略				
	17 臨 床病 理	血液 省略			
		遊離脂肪酸		同	120円
省略					
総鉄結合能(TIBC)(RIA法)			同	240円	
不飽和鉄結合能(UCIBC)(RIA法)			同	240円	
省略					
省略					
18 ウイルス (脳死及び心停止後の臓器提供者検査以外のもの)	省略				
	H T L V 抗体 (ウエスタンブロット法) H I V 1抗体		同	3,520円 940円	

	H I V 1、2抗体 定性		同	960円		H I V 1、2抗体 定性		1検体 1項目	980円
	省略					省略			
	H C V抗体定性・定 量		同	910円		H C V抗体定性・定 量		同	920円
	省略					省略			
19	省略				19	省略			
20	免疫学的 検査（脳死 及び心停止 後の臓器提 供者検査以 外のもの）	省略			20	免疫学的 検査（脳死 及び心停止 後の臓器提 供者検査以 外のもの）	省略		
		リンパ球刺激試験 （L S T）	1検体	2,760円			リンパ球刺激試験 （L S T）	1検体	2,800円
	省略					省略			
21	病理学的 検査	染色体検査	1検体	21,690円	21	病理学的 検査	染色体検査	1検体	21,840円
		同（分染法）	同	24,870円			同（分染法）	同	25,010円
		省略					省略		
22～24	省略				22～24	省略			
25	採取	採血（静脈）	1検体	200円	25	採取	採血（静脈）	1検体	160円
		省略					省略		
26	省略				26	省略			

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第14号

調理師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和34年愛媛県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験手続）</p> <p><b>第1条</b> 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第3条第2号に規定する調理師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第1条関係） 調理師試験受験願書</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏名</p> <p>省略</p>	<p>（受験手続）</p> <p><b>第1条</b> 調理師法（昭和33年法律第147号。以下「法」という。）第3条第2号に規定する調理師試験（以下「試験」という。）を受けようとする者は、調理師試験受験願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 履歴書</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p><b>様式第1号</b>（第1条関係） 調理師試験受験願書</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>省略</p>

省略	1 省略
	2 連絡先 (電話番号)
	3 関係書類
	(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略

様式第2号(第1条関係) 調理業務従事証明書

省略	
施設の種類	許可番号、許可、開設年月日
(該当のところに印を付けること。)	
(飲食店関係営業)	(許可年月日) ____年 月 日
1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可保健所名) ____
(給食施設)	(開設年月日)
(1日回食)	
1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 その他(____)	____年 月 日
調理業務の内容 (該当のところ全てに印を付けること。)	切る・焼く・煮る・炊く・蒸す・ゆでる・炒める・漬ける・揚げる・盛り付ける その他 (なるべく具体的に記載すること。)
省略	
廃業年月日	____年 月 日
証明者が施設長でない場合の理由 (該当のところに印を付けること。)	1 従事者と施設長とが同一人であるため 2 施設長が従事者の配偶者又は二親等内の血族であるため 3 施設が廃業しているため 4 その他(____)

注1 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長とが同一人である場合、施設長が従事者の配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は施設の廃業等により施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者の証明がなされていること。

2 省略

3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であつて多数人に対して食事を供給するものとして開始した年月日をいうものであること。

省略	1 省略
	2 学歴 (最終学校名)
	3 関係書類
	(1) 履歴書 (2) 省略 (3) 省略 (4) 省略

様式第2号(第1条関係) 調理業務従事証明書

省略			
施設の種類	許可番号、許可、開設年月日	調理業務の内容 (なるべく具体的に記載すること。)	
(該当のところに印を付けること。)			
(飲食店関係営業)	(許可年月日) ____年 月 日		
1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可保健所名) ____		
(給食施設)	(開設年月日)		
(1日回食)			
1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 その他(____)	____年 月 日		
省略			
廃業年月日	____年 月 日		

注1 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、\_\_\_\_配偶者若しくは二親等内の血族の場合\_\_\_\_又は施設の廃業等により施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者の証明がなされていること。

2 省略

3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であつて多数人に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（保育所であるものを除く。）であって、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）が不足していることに鑑み、当分の間、第12条ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同条本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</u></p> <p>5 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第12条の規定の適用については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>6 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第12条の規定の適用については、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>7 <u>前2項の規定を適用する場合においては、これらの項の規定の適用がないとした場合の第12条の規定により算定される保育士の数の3分の2以上の数の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければならない。</u></p> <p>8 省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>

附 則

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月31日

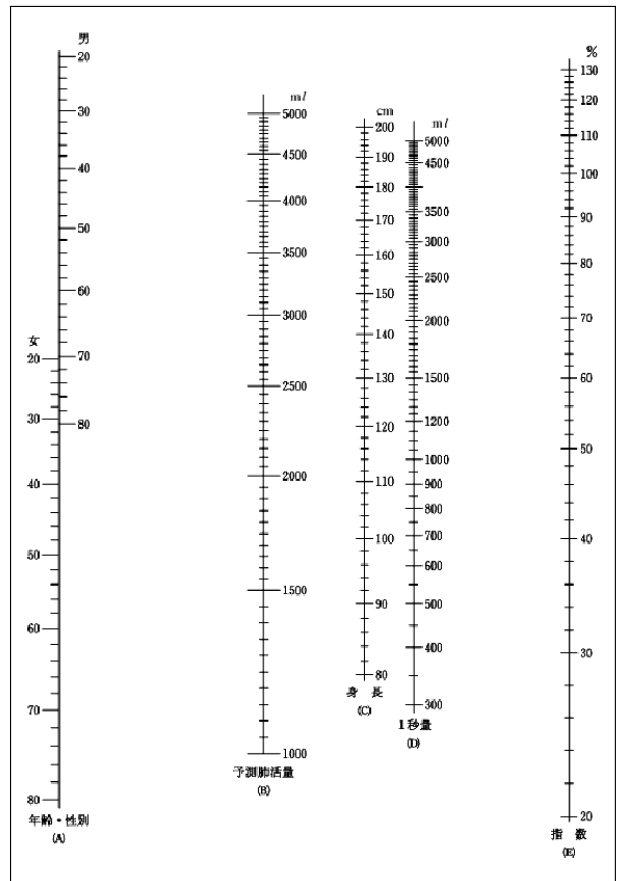
愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県身体障害者福祉法施行細則（昭和34年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第3（第6条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">身体障害者診断書・意見書（ 障害用 ）</p> <p>省略</p> <p>呼吸器の機能障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 活動能力の程度</p> <p><u>ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。</u></p> <p><u>イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩くと息切れがある。</u></p> <p><u>ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。</u></p> <p><u>エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。</u></p> <p><u>オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 換気の機能（ 年 月 日 ）</p> <p>ア 予測肺活量 <u>    ㉮    (実測肺活量    ㉮    )</u></p> <p>イ 1秒量 <u>    ㉮    (実測努力肺活量    ㉮    )</u></p> <p>ウ 予測肺活量1秒率 <u>    ㉮    % (= <math>\frac{イ}{ア} \times 100</math>)</u>  （ア<u>    </u>については、<u>下記の予測式を使用して算出すること。</u>）</p> <p><u>肺活量予測式（L）</u></p> <p><u>男性 <math>0.045 \times \text{身長（cm）} - 0.023 \times \text{年齢（歳）} - 2.258</math></u></p> <p><u>女性 <math>0.032 \times \text{身長（cm）} - 0.018 \times \text{年齢（歳）} - 1.178</math></u></p> <p><u>（予測式の適応年齢は男性18 - 91歳、女性18 - 95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。）</u></p> <p>5・6 省略</p> </div>	<p><b>様式第3（第6条関係）</b></p> <p style="text-align: center;">身体障害者診断書・意見書（ 障害用 ）</p> <p>省略</p> <p>呼吸器の機能障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>1 省略</p> <p>2 活動能力の程度</p> <p><u>ア 階段を人並みの速さで上れないが、ゆつくりなら上れる。</u></p> <p><u>イ 階段をゆつくりでも上れないが、途中休みながらなら上れる。</u></p> <p><u>ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆつくりなら歩ける。</u></p> <p><u>エ ゆつくりでも少し歩くと息切れがする。</u></p> <p><u>オ 息苦しくて身の回りのこともできない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 換気の機能（ 年 月 日 ）</p> <p>ア 予測肺活量 <u>                    ml</u></p> <p>イ 1秒量 <u>                    ml</u></p> <p>ウ 予測肺活量1秒率 <u>                    % (= <math>\frac{イ}{ア} \times 100</math>)</u>  （ア・ウについては、<u>次のノモグラムを使用すること。</u>）</p> <p>5・6 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>ノモグラムの使い方</u></p> <p><u>1 (A)と(C)とから、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られる。(B)と(D)とから、(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。</u></p> <p><u>2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから、(E)上にパーセント肺活量が得られる。</u></p> <p><u>3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから、(E)上に通常の1秒率が得られる。</u></p> </div>



省略

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度		
省略		
省略		
合計点数 ( で囲む)	点 5～6点・7～ 9点・10点以上	点 5～6点・7～ 9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目 を含む3項目以上におけ る2点以上の有無	省略	
注 省略		
2～4 省略		

別紙 省略

省略

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度		
省略		
省略		
合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プ ロトロンビン時間、血清 総ビリルビン値)	省略	
注 省略		
2～4 省略		

別紙 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第3呼吸器の機能障害の状況及び所見の項及び肝臓の機能障害の状態及び所見の項の規定は、この規則の施行の日以後の診断に係る書類について適用し、同日前の診断に係る書類については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県身体障害者福祉法施行細則様式第3呼吸器の機能障害の状況及び所見の項及び肝臓の機能障害の状態及び所見の項の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第17号

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。



平成28年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則（昭和41年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条関係） 徴 収 金 基 準 額 表	別表（第4条関係） 徴 収 金 基 準 額 表
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>3 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日付け障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、<u>第6項及び第24項</u>、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 省略</p> <p>4～10 省略</p> </div> <p>注 省略</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <p>備考</p> <p>1 省略</p> <p>2 この表のC<sub>1</sub>階層における「均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C<sub>2</sub>階層における「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>3 この表のD<sub>1</sub>階層からD<sub>14</sub>階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」及び「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成24年6月25日付け障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の定めるところによつて計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項 _____、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 省略</p> <p>4～10 省略</p> </div> <p>注 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第18号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成28年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

農業協同組合法施行細則の一部を改正する等の規則

(農業協同組合法施行細則の一部改正)

第1条 農業協同組合法施行細則(昭和35年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p><b>第1条</b> この規則において、「法」とは農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を、「組合」とは農業協同組合及び農業協同組合連合会を、「中央会」とは農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第9条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会を、「法人」とは農事組合法人をいう。</p> <p>(総会又は総代会の決議等に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 会計監査人設置組合(法第37条の2第3項に規定する会計監査人設置組合をいう。以下同じ。)は、理事が総会又は総代会に次に掲げる書類を提出し、その内容について報告したときは、2週間以内に総会(総代会)議事録謄本に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(定款変更認可申請等)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 出資1口金額を減少する場合又は法第54条の5第1項の規定により出資組合から非出資組合に移行する場合は、第1項の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、出資1口金額を減少する場合は、第1号の書類のうち財産目録を除くものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(信用事業規程等の設定の申請)</p> <p><b>第9条</b> 組合は、法第11条第1項、第11条の17第1項、第11条の42第1項、第11条の48第1項又は第11条の51第1項の規定により信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程(以下「信用事業規程等」という。)の設定の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(信用事業規程等の変更又は廃止の申請等)</p> <p><b>第10条</b> 組合は、法第11条第3項、第11条の17第3項、第11条の42第3項、第11条の48第3項又は第11条の51第3項の規定により信用事業規程等の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、廃止の場合は、第2号の書類及び第4号の書類のうち事業計画の概要を除くものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 組合は、法第11条第4項、第11条の17第4項、第11条の42第4項、第11条の48第4項又は第11条の51第4項の規定により信用事</p>	<p>(用語の意義)</p> <p><b>第1条</b> この規則において、「法」とは農業協同組合法(昭和22年法律第132号)を、「組合」とは農業協同組合及び農業協同組合連合会を、「中央会」とは _____ _____ 農業協同組合中央会を、「法人」とは農事組合法人をいう。</p> <p>(総会又は総代会の決議等に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p> <p>2 法第37条の2第1項に規定する特定組合 _____ は、理事が総会又は総代会に次に掲げる書類を提出し、その内容について報告したときは、2週間以内に総会(総代会)議事録謄本に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(定款変更認可申請等)</p> <p><b>第8条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 出資1口金額を減少する場合 _____ は、第1項の書類のほか次に _____ 掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>(信用事業規程等の設定の申請)</p> <p><b>第9条</b> 組合は、法第11条第1項、第11条の7第1項、第11条の23第1項、第11条の29第1項又は第11条の32第1項の規定により信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程(以下「信用事業規程等」という。)の設定の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(信用事業規程等の変更又は廃止の申請等)</p> <p><b>第10条</b> 組合は、法第11条第3項、第11条の7第3項、第11条の23第3項、第11条の29第3項又は第11条の32第3項の規定により信用事業規程等の変更又は廃止の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、廃止の場合は、第2号の書類及び第4号の書類のうち事業計画の概要を除くものとする。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>2 組合は、法第11条第4項又は第11条の7第4項 _____ の規定により信用事</p>

業規程等の変更又は廃止の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、廃止の場合は、第2号の書類を除くものとする。

(1)～(3) 省略

(解散手続)

**第11条** 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合は、法第64条第2項の規定により解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の決議に基づき解散する場合にあつては第2号及び第3号の書類を、出資組合にあつては第4号の書類のうち財産目録を、非出資組合にあつては同号の書類のうち貸借対照表を除くものとする。

(1)～(6) 省略

2 組合は、法第64条第4項、第5項及び第8項の規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、同条第5項又は第8項の規定により解散の届出をする組合にあつては第1号及び第4号の書類を、出資組合にあつては第3号の書類のうち財産目録を、非出資組合にあつては同号の書類のうち貸借対照表を除くものとする。

(1) 総会（総代会）議事録謄本

(2) 解散の登記に係る登記事項証明書

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) 解散理由書

(合併認可申請)

**第13条** 設立委員又は合併後存続する組合は、法第65条第2項の規定により合併の認可（法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係る合併の認可を除く。）を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類（合併後存続する組合にあつては第2号及び第4号から第6号までの書類を除く。）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の決議に基づき合併する場合にあつては第9号及び第10号の書類を、出資組合にあつては第11号の書類のうち財産目録を、非出資組合にあつては同号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を除くものとする。

(1)～(12) 省略

2～4 省略

(新設分割認可申請)

**第13条の2** 設立委員は、法第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の決議に基づき新設分割する場合にあつては第10号から第12号までの書類を、理事会又は経営管理委員会の決議に基づき新設分割する場合にあつては第11号及び第12号の書類を除くものとする。

(1) 新設分割設立組合の定款

(2) 事業計画書

(3) 新設分割理由書及び経過報告書

(4) 設立委員の資格証明書

(5) 設立委員会議事録謄本

(6) 役員の経歴の概要を記載した書面

(7) 総会（総代会）の議事録謄本（総会の決議を経ないで新設分割を行う場合は、理事会又は経営管理委員会の議事録謄本）

(8) 新設分割計画書

(9) 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合

業規程又は共済規程の変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(解散手続)

**第11条** \_\_\_\_\_ 組合は、法第64条第2項の規定により解散の \_\_\_\_\_ 認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の議決に基づき解散する場合にあつては第2号及び第3号の書類を \_\_\_\_\_、非出資組合にあつては第4号の書類のうち貸借対照表を除くものとする。

(1)～(6) 省略

2 組合は、法第64条第4項及び第7項 \_\_\_\_\_ の規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に財産目録及び貸借対照表を添えて知事に提出しなければならない。ただし、 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 非出資組合にあつては、貸借対照表 \_\_\_\_\_ を除くものとする。

(合併認可申請)

**第13条** 設立委員又は合併後存続する組合は、法第65条第2項の規定により合併の認可（法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係る合併の認可を除く。）を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類（合併後存続する組合は \_\_\_\_\_ 第2号及び第4号から第6号までの書類を除く。）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の議決に基づき合併する場合にあつては第9号及び第10号の書類を \_\_\_\_\_、非出資組合にあつては第11号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を除くものとする。

(1)～(12) 省略

2～4 省略

にあつては、組織変更計画書

(10) 法第70条の4第1項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び同条第4項の通知が行われていない旨を証する書面

(11) 総代会において新設分割の決議があつた場合は、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類

(12) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本

(13) 新設分割組合の貸借対照表及び損益計算書

(14) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項及び法第50条第2項の規定による手続を経た旨を証する監事の証明書

2 出資1口金額を増加する場合は、前項に掲げる書類のほか、該当組合の組合員全員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。

3 出資最低持口数を増加する場合は、第1項に掲げる書類のほか、該当組合の出資口数が最低持口数に足りない組合員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。

4 組合員たる資格を変更する場合で当該変更によつて組合員たる資格を喪失する組合員があるときは、第1項に掲げる書類のほか、該当組合の組合員たる資格を喪失する組合員全員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。

(合併等の登記完了報告)

**第14条** 組合は、合併又は新設分割の登記をしたときは、直ちにその年月日を知事に報告しなければならない。

(法人設立の届出)

**第14条の2** 法人は、法第72条の32第4項の規定により設立の届出をしようとするときは、届出書に次\_\_\_\_\_に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(法人定款変更の届出)

**第14条の3** 法人は、法第72条の29第2項の規定により定款変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

2 出資1口金額を減少した場合又は法第73条第2項において準用する法第54条の5第1項の規定により出資法人から非出資法人に移行した場合は、第1項に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、出資1口金額を減少した場合は、第1号の書類のうち財産目録を除くものとする。

(1)・(2) 省略

(法人解散の届出)

**第14条の4** 法人は、法第72条の34第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、法第73条第4項において準用する法第64条第1項第3号に掲げる事由により解散した場合にあつては第1号及び第2号の書類を、法第73条第4項において準用する法第64条第1項第4号に掲げる事由により解散した場合にあつては第1号の書類を除くものとする。

(1) 総会議事録謄本

(2) 解散の登記に係る登記事項証明書

(3) 解散理由書

(合併\_\_\_\_\_の登記完了報告)

**第14条** 組合は、合併の登記を了した\_\_\_\_\_ときは、直ちにその年月日を知事に報告しなければならない。

(法人設立の届出)

**第14条の2** 法人は、法第72条の16第4項の規定により設立の届出をしようとするときは、届出書に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 省略

(法人定款変更の届出)

**第14条の3** 法人は、法第72条の13第2項の規定により定款変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

2 出資1口金額を減少した場合\_\_\_\_\_は、第1項の書類\_\_\_\_\_のほか次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)・(2) 省略

(法人解散の届出)

**第14条の4** 法人は、法第72条の17第2項の規定により解散の届出をしようとするときは、届出書に解散理由書\_\_\_\_\_を添えて知事に提出しなければならない。

(法人合併の届出)

**第14条の5** 法人は、法第72条の35第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、届出書に次\_\_\_\_\_に掲げる書類(合併後存続する法人にあつては、第2号の書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。ただし、出資法人にあつては第5号の書類のうち財産目録を、非出資法人にあつては同号\_\_\_\_\_の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を除くものとする。

(1)~(5) 省略

(休眠組合等の登記完了報告)

**第14条の6** 休眠組合又は休眠法人は、法第64条の2第1項ただし書(法第73条第4項において準用する場合を含む。)の登記をしたときは、直ちにその年月日を知事に報告しなければならない。

(組織変更\_\_\_\_\_の届出)

**第14条の7** 組合又は法人は、法第73条の10(法第80条において準用する場合を含む。)の規定により組織変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 省略

(組合員又は会員の請求権行使の場合の措置)

**第15条** 組合又は中央会は、次に掲げる請求があつたときは、直ちにその請求書の写しに請求に対する処置方針を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 法第43条の3第2項(法第48条第7項及び改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第1条の規定による改正前の法第73条の37において準用する場合を含む。)の規定による総会又は総代会の招集の請求

(5) 省略

(役員が欠けた場合の請求)

**第17条** 組合員その他の利害関係人は、法第40条第1項及び第72条の22\_\_\_\_\_の規定による請求をしようとするときは、請求書に役員が欠けるに至つた経過概要書及び損害が生ずる理由書を添えて知事に提出しなければならない。

**第18条** 省略

(会計監査報告)

**第19条** 会計監査人設置組合は、会計監査人が当該会計監査人設置組合の計算書類及びその附属明細書について監査したときは、次に掲げる事項を記載した書面に会計監査報告書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(1) 監査基準日及び監査実施期間

(2) 監査を実施した会計監査人の氏名

(申請の経由)

**第20条** 消費生活協同組合への組織変更に係る法第84条第1項の認可の申請は、主たる事務所所在地を管轄する地方局長を経由するものとする。この場合において、当該申請に係る書類を受理した地方局長は、意見を付して、速やかに知事に進達しなければならない。

2 医療法人への組織変更に係る法第89条第1項の認可の申請及び法第90条第1項の認定の申請は、所轄の保健所長を経由するものとする。この場合において、これらの申請に係る書類を受理した保健所長は、その内容を精査し、当該書類の記載事項が事実と相違ないと確認したときは、意見を付して、速やかに知事に進達しなければならない。

(法人合併の届出)

**第14条の5** 法人は、法第72条の18第3項の規定により合併の届出をしようとするときは、届出書に次の各号に掲げる書類(合併後存続する法人は\_\_\_\_\_、第2号の書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。ただし\_\_\_\_\_、非出資法人にあつては、第5号の書類のうち貸借対照表及び損益計算書を除くものとする。

(1)~(5) 省略

(法人組織変更の届出)

**第14条の6** \_\_\_\_\_法人は、法第73条の12\_\_\_\_\_の規定により組織変更の届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(5) 省略

(組合員又は会員の請求権行使の場合の措置)

**第15条** 組合又は中央会は、次に掲げる請求があつたときは、直ちにその請求書の写しに請求に対する処置方針を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) 法第43条の3第2項(法第48条第7項及び\_\_\_\_\_第73条の37において準用する場合を含む。)の規定による総会又は総代会の招集の請求

(5) 省略

(役員が欠けた場合の請求)

**第17条** 組合員その他の利害関係人は、法第40条第1項及び第72条の12の6の規定による請求をしようとするときは、請求書に役員が欠けるに至つた経過概要書及び損害が生ずる理由書を添えて知事に提出しなければならない。

**第18条** 省略

(農業倉庫業法施行細則の廃止)

第2条 農業倉庫業法施行細則(平成23年愛媛県規則第15号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第63号。以下「改正法」という。)第6条の規定による廃止前の農業倉庫業法(大正6年法律第15号)の規定が改正法附則第46条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合における第2条の規定による廃止前の農業倉庫業法施行細則の規定は、同項に規定する適用日の前日までの間は、なおその効力を有する。

告 示

○愛媛県告示第375号

不当景品類及び不当表示防止法に基づく立入検査等従事職員の身分証明書(昭和47年12月愛媛県告示第1173号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第29条第2項の規定に基づく立入検査等に従事する職員の身分を示す証明書は、次のとおりとする。</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="156 985 762 1182"> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="2">省 略</td> </tr> <tr> <td>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第29条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="156 1265 762 2143"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><b>第5節 報告の徴収及び立入検査等</b></td> </tr> <tr> <td><b>第29条</b> 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略 (権限の委任等)</td> </tr> <tr> <td><b>第33条</b> 省略 2～10 省略</td> </tr> <tr> <td>11 省略</td> </tr> <tr> <td><b>第6章 罰則</b></td> </tr> <tr> <td><b>第37条</b> 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は</td> </tr> </table>	省略	省 略	上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第29条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。	省略		省略	<b>第5節 報告の徴収及び立入検査等</b>	<b>第29条</b> 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	2・3 省略 (権限の委任等)	<b>第33条</b> 省略 2～10 省略	11 省略	<b>第6章 罰則</b>	<b>第37条</b> 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は	<p>不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条第2項の規定に基づく立入検査等に従事する職員の身分を示す証明書は、次のとおりとする。</p> <p>(表)</p> <table border="1" data-bbox="833 985 1439 1182"> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="2">省 略</td> </tr> <tr> <td>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>省略</p> <p>(裏)</p> <table border="1" data-bbox="833 1265 1439 2143"> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(報告の徴収及び立入検査等)</td> </tr> <tr> <td><b>第9条</b> 内閣総理大臣は、第6条_____の規定による命令_____又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略 (権限の委任等)</td> </tr> <tr> <td><b>第12条</b> 省略 2～10 省略</td> </tr> <tr> <td>11 省略</td> </tr> <tr> <td>(罰則)</td> </tr> <tr> <td><b>第17条</b> 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は</td> </tr> </table>	省略	省 略	上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。	省略		省略	(報告の徴収及び立入検査等)	<b>第9条</b> 内閣総理大臣は、第6条_____の規定による命令_____又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	2・3 省略 (権限の委任等)	<b>第12条</b> 省略 2～10 省略	11 省略	(罰則)	<b>第17条</b> 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は
省略	省 略																										
上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第29条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。																											
省略																											
省略																											
<b>第5節 報告の徴収及び立入検査等</b>																											
<b>第29条</b> 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。																											
2・3 省略 (権限の委任等)																											
<b>第33条</b> 省略 2～10 省略																											
11 省略																											
<b>第6章 罰則</b>																											
<b>第37条</b> 第29条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は																											
省略	省 略																										
上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第9条第1項の規定により、立入検査又は質問をする職員であることを証明する。																											
省略																											
省略																											
(報告の徴収及び立入検査等)																											
<b>第9条</b> 内閣総理大臣は、第6条_____の規定による命令_____又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。																											
2・3 省略 (権限の委任等)																											
<b>第12条</b> 省略 2～10 省略																											
11 省略																											
(罰則)																											
<b>第17条</b> 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は																											

300万円以下の罰金に処する。

第38条 省略

- 2 省略
- 3 省略

300万円以下の罰金に処する。

第18条 省略

- 2 省略
- 3 省略

○愛媛県告示第376号

愛媛県消費生活センターの消費生活相談等の事務を行う日及び時間を次のとおり変更した。

平成28年 3月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 変更前

愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後7時まで

- 2 変更後

愛媛県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（水曜日にあつては、午後7時まで）

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 3月31日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

愛媛県教育委員会事務委任規則等の一部を改正する規則

（愛媛県教育委員会事務委任規則の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務委任規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任事務）</p> <p>第2条 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第25条第2項各号（法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の人事評価の計画に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>（委任事務）</p> <p>第2条 愛媛県教育委員会（以下「委員会」という。）は、法第25条第2項各号（法第37条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の勤務成績<u>評定</u>の計画に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4)～(8) 省略</p> <p>2 省略</p>

（愛媛県立学校管理規則の一部改正）

第2条 愛媛県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（校長の職務）</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 校長は、所属教職員の任免その他の進退、人事評価及び給与について、教育長に具申することができる。</p>	<p>（校長の職務）</p> <p>第20条 省略</p> <p>2 校長は、所属教職員の任免その他の進退、給与及び勤務成績の<u>評定</u>について、教育長に具申することができる。</p>

（愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正）

第3条 愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則</p>	<p>愛媛県市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則</p>

(趣旨)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第44条の規定に基づく市町教育委員会の行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の人事評価

は、この規則の定めるところによる。

(人事評価の実施の範囲)

**第2条** 人事評価は、       県教育委員会教育長の指定する者を除き、全て の職員について実施するものとする。

(人事評価の種類及び実施の時期)

**第3条** 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年11月1日に実施するものとする。

3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、当該職員の条件付採用期間開始後5月を経過した日に実施するものとする。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条第1項の規定により任命権者が行う採用の日から1年間の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を受ける職員については、条件付採用期間開始後10月を経過した日に実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育委員会又は市町教育委員会が特に必要があると認める職員について随時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

**第4条** 県教育委員会教育長は、公正な評価を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評価又は条件評価の実施の時期を変更することができる。

(評価の期間)

**第5条** 評価に当たつて考慮する勤務期間(以下「評価期間」という。)は県教育委員会教育長が定める。

(評価者及び調整者)

**第6条** 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。

	被評価者	評価者	調整者
省略			

2 評価者及び調整者は、県教育委員会の別に定める人事評価書によつて評価又は調整を行い、その結果を市町教育委員会に報告するものとする。

(報告)

**第7条** 市町教育委員会は、人事評価を実施したときは、実施の日から14日以内に、県教育委員会の定める人事評価報告書により、県教育委員会に報告しなければならない。

(人事評価書の効力)

**第8条** 人事評価書は、当該評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 人事評価書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年間を限りとする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

(趣旨)

**第1条** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第46条の規定に基づく市町教育委員会の行う県費負担教職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)は、この規則の定めるところによる。

(勤務評定の実施の範囲)

**第2条** 勤務評定は、臨時的任用の者及びその他県教育委員会教育長の指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(勤務評定の種類及び実施の時期)

**第3条** 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。

2 定期評定は、毎年11月1日に実施するものとする。

3 条件評定は、条件付採用期間中の職員について、当該職員の条件付採用期間開始後5月を経過した日に実施するものとする。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条第1項の規定により任命権者が行う採用の日から1年間の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を受ける職員については、条件付採用期間開始後10月を経過した日に実施するものとする。

4 臨時評定は、県教育委員会又は市町教育委員会が特に必要があると認める職員について随時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

**第4条** 県教育委員会教育長は、公正な評定を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評定又は条件評定の実施の時期を変更することができる。

(評定の期間)

**第5条** 評定に当たつて      考慮する勤務期間(以下「評定期間」という。)は県教育委員会教育長が定める。

(評定者及び調整者)

**第6条** 評定者及び評定の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。

	被評定者	評定者	調整者
省略			

2 評定者及び調整者は、県教育委員会の別に定める勤務評定書によつて評定又は調整を行い、その結果を市町教育委員会に報告するものとする。

(報告)

**第7条** 市町教育委員会は、勤務評定を実施したときは、実施の日から14日以内に、県教育委員会の定める勤務評定報告書により、県教育委員会に報告しなければならない。

(勤務評定書の効力)

**第8条** 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評定書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すものとみなす。ただし、その期間は2年間を限りとする。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施について必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

(愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

**第4条** 愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改 正 後

愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則

(趣旨)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2の規定に基づく愛媛県教育委員会の所管に属する県立学校に勤務する教職員(以下「職員」という。)の人事評価

は、この規則の定めるところによる。

(人事評価の実施の範囲)

第2条 人事評価は、県教育委員会教育長の指定する者を除き、全ての職員について実施するものとする。

(人事評価の種類及び実施の時期)

第3条 人事評価は、定期評価、条件評価及び臨時評価とする。

2 定期評価は、毎年11月1日に実施するものとする。

3 条件評価は、条件付採用期間中の職員について、当該職員の条件付採用期間開始後5月を経過した日に実施するものとする。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条第1項の規定により任命権者が行う採用の日から1年間の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を受ける職員については、条件付採用期間開始後10月を経過した日に実施するものとする。

4 臨時評価は、県教育委員会が特に必要があると認める職員について随時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育委員会教育長は、公正な評価を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評価又は条件評価の実施の時期を変更することができる。

(評価の期間)

第5条 評価に当たつて考慮する勤務期間(以下「評価期間」という。)は県教育委員会教育長が、定める。

(評価者及び調整者)

第6条 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。

	被評価者	評価者	調整者
省略			

2 評価者及び調整者は、県教育委員会の別に定める人事評価書によつて評価又は調整を行い、その結果を県教育委員会に報告するものとする。

(報告)

第7条 校長は人事評価を実施したときは、実施の日から7日以内に県教育委員会の定める人事評価報告書により県教育委員会教育長に報告しなければならない。

(人事評価書の効力)

第8条 人事評価書は、当該評価期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 人事評価書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評価期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すもののみならず、ただしその期間は、2年間を限りとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、人事評価の実施について必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

改 正 前

愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則

(趣旨)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第40条の規定に基づく愛媛県教育委員会の所管に属する県立学校に勤務する教職員(以下「職員」という。)の勤務成績の評定(以下「勤務評定」という。)は、この規則の定めるところによる。

(勤務評定の実施の範囲)

第2条 勤務評定は、臨時的任用の者及びその他県教育委員会教育長の指定する者を除き、すべての職員について実施するものとする。

(勤務評定の種類及び実施の時期)

第3条 勤務評定は、定期評定、条件評定及び臨時評定とする。

2 定期評定は、毎年11月1日に実施するものとする。

3 条件評定は、条件付採用期間中の職員について、当該職員の条件付採用期間開始後5月を経過した日に実施するものとする。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条第1項の規定により任命権者が行う採用の日から1年間の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修を受ける職員については、条件付採用期間開始後10月を経過した日に実施するものとする。

4 臨時評定は、県教育委員会が特に必要があると認める職員について随時これを実施するものとする。

(実施の時期の特例)

第4条 県教育委員会教育長は、公正な評定を行うことができないと認められる職員については、前条第2項又は第3項の規定による定期評定又は条件評定の実施の時期を変更することができる。

(評定の期間)

第5条 評定に当たつて考慮する勤務期間(以下「評定期間」という。)は県教育委員会教育長が、定める。

第6条 評定者及び評定の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。

	被評定者	評定者	調整者
省略			

2 評定者及び調整者は、県教育委員会の別に定める勤務評定書によつて評定又は調整を行い、その結果を県教育委員会に報告するものとする。

(報告)

第7条 校長は勤務評定を実施したときは、実施の日から7日以内に県教育委員会の定める勤務評定報告書により県教育委員会教育長に報告しなければならない。

(勤務評定書の効力)

第8条 勤務評定書は、当該評定期間中の職員の勤務成績を示すものとする。

2 勤務評定書は、新たに報告書が作成されるまでの間、当該評定期間に引き続く期間におけるその職員の勤務成績を示すもののみならず、ただしその期間は、2年間を限りとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、勤務評定の実施について必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第5条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課(第17号から第22号まで及び第26号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。)</p> <p>(1)~(26) 省略</p> <p><u>27 教職員又は教職員であった者の退職管理に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u></p> <p>28 省略</p> <p>29 省略</p> <p>省略</p> <p>高校教育課</p> <p>(1)~(19) 省略</p> <p><u>20 県立学校の教職員又は教職員であった者の退職管理に関すること。</u></p> <p>省略</p>	<p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課(第16号から第21号まで及び第25号の事務にあっては、教職員厚生室の所掌とする。)</p> <p>(1)~(26) 省略</p> <p>27 省略</p> <p>28 省略</p> <p>省略</p> <p>高校教育課</p> <p>(1)~(19) 省略</p> <p>省略</p>

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により行うことができることとされる勤務成績の評定については、第3条の規定による改正後の愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び第4条の規定による改正後の愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則の規定にかかわらず、同項に規定する日までの間は、なお従前の例によることができる。

○愛媛県教育委員会規則第2号

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

学校教育法施行細則等の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第4条</b> 法第4条若しくは第4条の2又は令第23条若しくは第25条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第3条又は第7条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 様式第4号による<u>学年別児童生徒学級数及び通学範囲についての見込調書</u></p> <p>(6)~(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第25条</b> 省略</p> <p><b>第3章の2 義務教育学校</b></p> <p><u>(準用条文)</u></p>	<p>(設置の認可申請又は届出手続)</p> <p><b>第4条</b> 法第4条若しくは第4条の2又は令第23条若しくは第25条の規定により学校又は分校の設置の認可申請又は届出をしようとするときは、規則第3条又は第7条に規定する書類のほか、次の書類を添えて県委員会に申請し、又は届け出なければならない。</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) 様式第4号による<u>学級編制表及び通学範囲の見込調書</u></p> <p>(6)~(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p><b>第25条</b> 省略</p>

第25条の2 第15条及び第24条の規定は、義務教育学校に、これを準用する。

様式第4号(第4条関係) 学年別児童生徒学級数及び通学範囲についての見込調書

学年別児童生徒学級数及び通学範囲についての見込調書

省略

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 様式の内容は、学校の種類に従い適宜変更すること。

様式第5号(第15条関係) 小・中学校学級編制表

省略

省略

- 注 1・2 省略
3 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)は、それぞれ別紙とすること。
4 省略

様式第4号

学年別児童学級数及び通学範囲についての見込調書

省略

様式第5号(第15条関係) 小・中学校学級編制表

省略

省略

- 注 1・2 省略
3 小・中学校 それぞれ別紙とすること。
4 省略

(愛媛県立学校管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It details changes to Article 3 and Article 5 of the school management rules, specifically regarding enrollment and transfer procedures for middle schools and vocational schools.

(愛媛県教育職員の免許に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It details changes to Article 2 of the teacher licensing rules, specifically regarding the requirements for the renewal of teaching licenses.

注 1 この副申は、市町立小学校、中学校及び義務教育学校の教員については教育事務所長、その他は学校（園）長がすること  
2・3 省略

**様式第17号**（第13条関係） 免許教科以外の教科を担当する許可申請書  
省略

省略

注 1 この申請書は、2通（市町立中学校及び義務教育学校にあつては、3通）提出すること。

2 省略

**様式第18号**（第13条関係） 調書  
省略

省略

注 1 この調書は、1通（市町立中学校及び義務教育学校にあつては、2通）提出すること。

2 省略

注 1 この副申は、市町立小、中学校教員については教育事務所長、その他は学校（園）長がすること  
2・3 省略

**様式第17号**（第13条関係） 免許教科以外の教科を担当する許可申請書  
省略

省略

注 1 この申請書は、2通（市町立中学校\_\_\_\_\_にあつては、3通）提出すること。

2 省略

**様式第18号**（第13条関係） 調書  
省略

省略

注 1 この調書は、1通（市町立中学校\_\_\_\_\_にあつては、2通）提出すること。

2 省略

（愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正）

**第4条** 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則（昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（奨学生の出願手続）</p> <p><b>第4条</b> 奨学生になろうとする者は、保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書（第1号様式）に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書（第2号様式）を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出しなければならない。</p> <p>(1) 中学校（<u>義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。</u>）の最高学年に在学し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を希望する者 在学する学校の長（以下「学校長」という。）</p> <p>(2) 省略</p>	<p>（奨学生の出願手続）</p> <p><b>第4条</b> 奨学生になろうとする者は、保護者又は保護者であつた者と連署した愛媛県奨学生願書（第1号様式）に、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる学校の長が作成した愛媛県奨学生推薦調書（第2号様式）を添えて、教育長が指定する期日までに、教育委員会に願出なければならない。</p> <p>(1) 中学校（_____中等教育学校の前期課程を含む。）の最高学年に在学し、高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に進学を希望する者 在学する学校の長（以下「学校長」という。）</p> <p>(2) 省略</p>

（愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

**第5条** 愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（各課及び室の所掌事務）</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の予算に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の定数、人事及び諸給与に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の組織する職員団体に関する</u>こと。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制又は変更に関する</u>こと。</p>	<p>（各課及び室の所掌事務）</p> <p><b>第3条</b> 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>義務教育課</p> <p>(1) <u>小、中学校</u>の予算に関すること。</p> <p>(2) <u>小、中学校教職員</u>の定数、人事及び諸給与に関すること。</p> <p>(3) <u>小、中学校教職員</u>の組織する職員団体に関すること。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) <u>小、中学校</u>の学級編制又は変更に関すること。</p>

(8) 小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の研修並びに助言及び指導に関すること。

(9) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程、学習指導その他の指導に関すること。

(10) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科書その他教材に関すること。

(11)・(12) 省略

(13) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

省略

(8) 小、中学校教職員の研修並びに助言及び指導に関すること。

(9) 小、中学校の教育課程、学習指導その他の指導に関すること。

(10) 小、中学校の教科書その他教材に関すること。

(11)・(12) 省略

(13) 地教法第27条の5の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（小学校、中学校\_\_\_\_\_及び中等教育学校の前期課程における第9号に規定する教育課程、学習指導その他の指導並びに第12号の事務に関すること（他の主管に属するものを除く。）に限る。）。

省略

（愛媛県美術館管理規則の一部改正）

第6条 愛媛県美術館管理規則（平成12年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>（観覧料の減免）</p> <p><b>第14条</b> 教育委員会は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、観覧料を免除する。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、<u>展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の生徒及びその引率者並びに展示室を観覧する県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒の引率者</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><b>別表（第13条関係）</b></p> <p>1 常設展観覧料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一般</th> <th style="text-align: center;">団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 15歳以上の者（<u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1に該当する者を除く。</u>）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 省略</p>	区分	一般	団体 (20人以上)	1 省略			2 15歳以上の者（ <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1に該当する者を除く。</u> ）	省略		<p>（観覧料の減免）</p> <p><b>第14条</b> 教育委員会は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、観覧料を免除する。</p> <p>(1) 教育課程に基づく学習活動として、<u>展示室を観覧する県内の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校_____の生徒及びその引率者_____</u></p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p><b>別表（第13条関係）</b></p> <p>1 常設展観覧料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">一般</th> <th style="text-align: center;">団体 (20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 15歳以上の者（<u>中学校及び_____中等教育学校の前期課程_____の生徒並びに1に該当する者を除く。</u>）</td> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 省略</p>	区分	一般	団体 (20人以上)	1 省略			2 15歳以上の者（ <u>中学校及び_____中等教育学校の前期課程_____の生徒並びに1に該当する者を除く。</u> ）	省略	
区分	一般	団体 (20人以上)																	
1 省略																			
2 15歳以上の者（ <u>中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒並びに1に該当する者を除く。</u> ）	省略																		
区分	一般	団体 (20人以上)																	
1 省略																			
2 15歳以上の者（ <u>中学校及び_____中等教育学校の前期課程_____の生徒並びに1に該当する者を除く。</u> ）	省略																		

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県教職員選賞規程（昭和24年12月愛媛県教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月31日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条</b> この規程は、愛媛県教育委員会事務局、愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関並びに愛媛県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校に現に勤務している教職員で、次の各号の一につきその成績が特に優れたものの中から、教育委員会がこれを選賞することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p><b>第 1 条</b> この規程は、愛媛県教育委員会事務局、愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関及び愛媛県内の公立小・中学校 _____ に現に勤務している教職員で、次の各号の一につきその成績が特にすぐれた者のうちから、教育委員会がこれを選賞することを目的とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p>

○愛媛県教育委員会告示第 3 号

愛媛県教職員報賞規程（昭和34年 2月愛媛県教育委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正し、平成28年 4月 1日から施行する。  
平成28年 3月31日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第 1 条</b> この規程は、愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）、愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）並びに愛媛県内の公立小学校、中学校及び義務教育学校 _____ に、常時勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものが、退職（死亡退職を含む。）する場合に、教育委員会が、報賞することを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p><b>第 1 条</b> この規程は、愛媛県教育委員会事務局（以下「事務局」という。）、愛媛県教育委員会の所管に属する教育機関（以下「教育機関」という。）及び愛媛県内の公立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に、常時勤務する教職員で、次の各号の一に該当するものが、退職（死亡退職を含む。）する場合に、教育委員会が、報賞することを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>

**教育委員会訓令**

○愛媛県教育委員会訓令第 1 号

教育委員会事務局  
教 育 機 関

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成28年 3月31日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

**愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令**

愛媛県教職員安全衛生管理規程（平成21年愛媛県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（産業医）</p> <p><b>第 8 条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 産業医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うとともに、職場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>健康診断、ストレスチェック（労安法第66条の10第 1 項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査をいう。以下同じ。）及び面接指導等（労安法第66条の 8 第 1 項及び労安法第66条の10第 3 項に規定する面接指導並びに労安法第66条の 9 に規定する必要な措置をいう。以下同じ。）の実施並びにこれ</u></p>	<p>（産業医）</p> <p><b>第 8 条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 産業医は、次に掲げる業務で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うとともに、職場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 健康診断 _____ _____ 及び面接指導等（労安法第66条の 8 第 1 項 _____ に規定する面接指導及び 労安法第66条の 9 に規定する必要な措置をいう。以下同じ。）の実施並びにこれ</p>

らの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関する  
こと。

(2)～(7) 省略

5～7 省略

(健康診断及びストレスチェックの実施)

**第19条** 健康診断及びストレスチェックは、別表第2に定めるところにより実施する。

2 健康診断及びストレスチェックの実施に関する細部事項は、その都度主任安全衛生管理者が定める。

3 健康診断及びストレスチェックは、産業医が行う。ただし、健康診断のうち他の医療機関等において行うことが適当と認められるものについては、当該他の医療機関等において行うことができる。

別表第2(第19条関係)

健康診断及びストレスチェックの種類及び内容

種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
一般定期健康診断	全職員	1次検診 問診 身長・体重・視力・聴力・腹囲検査 胸部X線CR撮影検査 血圧測定検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 痛風検査 腎機能検査 糖尿病検査 尿検査(糖・蛋白・ウロビリノーゲン・潜血) 心電図検査 その他必要な検査	省略	
		省略		
省略				
その他の健康診断	省略			
	子宮頸がん検診	省略		
	省略			
ストレスチェック	全職員	必要な検査	1年に1回	

らの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関する  
こと。

(2)～(7) 省略

5～7 省略

(健康診断\_\_\_\_\_の実施)

**第19条** 健康診断\_\_\_\_\_は、別表第2に定めるところにより実施する。

2 健康診断\_\_\_\_\_の実施に関する細部事項は、その都度主任安全衛生管理者が定める。

3 健康診断\_\_\_\_\_は、産業医が行う。ただし、\_\_\_\_\_他の医療機関等において行うことが適当と認められるものについては、当該他の医療機関等において行うことができる。

別表第2(第19条関係)

健康診断\_\_\_\_\_の種類及び内容

種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
一般定期健康診断	全職員	1次検診 問診 _____体重・視力・聴力・腹囲検査 胸部X線CR撮影検査 血圧測定検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 痛風検査 腎機能検査 糖尿病検査 尿検査(糖・蛋白・ウロビリノーゲン・潜血) 心電図検査 その他必要な検査	省略	
		省略		
省略				
その他の健康診断	省略			
	子宮がん検診	省略		
	_____			

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会訓令第2号

教育委員会事務局

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3月31日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課及び係)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の施設整備に関すること。</u></p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>教職員課</p> <p>(1) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の人事及び給与に関すること。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>教育指導課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の指導及び研修に関すること。</u></p> <p>(3)～(8) 省略</p> <p>省略</p> <p>3 省略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>小学校、中学校及び義務教育学校の教職員の扶養親族及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</u></p> <p>(5) 省略</p>	<p>(課及び係)</p> <p><b>第1条 省略</b></p> <p>2 各課の分掌事務を次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9) <u>小、中学校</u> の施設整備に関すること。</p> <p>(10)・(11) 省略</p> <p>教職員課</p> <p>(1) <u>小、中学校教職員</u> の人事及び給与に関すること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>教育指導課</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小、中学校教職員</u> の指導及び研修に関すること。</p> <p>(3)～(8) 省略</p> <p>省略</p> <p>3 省略</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p><b>第7条</b> 所長は、次の事項について専決処理することができる。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>小、中学校教職員</u> の扶養親族及び児童手当の認定並びに単身赴任手当の決定に関すること。</p> <p>(5) 省略</p>

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会公告

○公 告

平成29年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成29年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

平成28年 3月31日

愛媛県教育委員会  
教育長 井 上 正

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

ア 検査教科

全日制課程は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。定時制課程は、国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成29年3月8日(水)及び同月9日(木)	平成29年2月9日(木)	平成29年4月3日(月)
合格者の発表の日	平成29年3月17日(金)	平成29年3月17日(金)	平成29年4月4日(火)



## (3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

## 2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

## (1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

## ア 検査教科

各学校が定めるところによる。

## イ 出題範囲

## (ア) 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）に示されている中学部の各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

## (イ) 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第37号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

## (2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成29年3月6日（月）
合格者の発表の日	平成29年3月21日（火）

## 3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

## (1) 学力検査の検査教科及び出題範囲

## ア 検査教科

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

## イ 出題範囲

中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている各教科の目標及び内容に即し、基本的事項について出題する。

## (2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。